

議題（１）

沖縄県内の感染状況及び対応について（案）

I 県の感染状況について

1 県内の感染状況について

- ・直近の1週間新規感染者数 先週比801人（4/14）→754人（4/21）と高水準で推移しているものの実効再生産数は、4/11の週1.25から4/18の週は0.98と低下している。
- ・療養者数 先週比1210人（4/14）→1293人（4/21）と過去最高を記録している。
- ・入院者数 先週比411人（4/14）→454人（4/21）と増加が続き医療体制のひっ迫が進んでいる。
- ・変異株は、先週比12.1%（4/14）→13.8%（4/21）と徐々に割合が増加している。

2 各保健所別の状況について

- ・那覇、北部、中部、南部、八重山の各管内は感染者数は横ばいとなっている。
- ・宮古保健所管内では1週間の新規陽性者数が先週比19人（4/14）→47人（4/21）と急拡大している。（4/20報告の変異株19例中宮古保健所管内で3例が確認）

II 県の対応について

1 宮古島市に対する緊急的な対応について

宮古島市で感染が急拡大しており、宮古島市からも措置区域への追加要請があること及び変異株が高い割合で確認されていることから

- まん延防止等重点措置の措置区域に追加が必要
- 必要（実施する）な取組
 - (1) 市町村・業界団体と連携した巡回活動の強化
 - (2) 各種イベントの制限
 - (3) 来島自粛の更なる呼びかけ

II 県の対応について

2 国の緊急事態宣言への対応について

○想定される実施内容

(1)休業要請 (2)イベントの開催制限 (3)緊急事態宣言地域からの来県自粛 (4)学校 部活の制限

○県内医療関係等の専門家からは、緊急事態宣言の要請が必要との声が強い。

○厚労省のアドバイザリーボードによると、沖縄県は5月には変異株に置き換わる見込みと予測

○4/12からまん延防止等重点措置に指定され、全県での外出・移動自粛、営業時間短縮要請中

○医療提供体制への負荷は当面続く見込み、医療提供体制確保のための緊急対策として4/19に

「患者急増時の緊急対応方針」を発出し、

(1)各医療機関に対して更なる病床確保の依頼 (2)後方支援医療機関における受入体制の整備 等に取り組んでいるところ。

○新規陽性者数については、直近7日間の内5日間は、前週比減となり、一定の増加に歯止めがかかったとみられる。

○まん延防止等重点措置の効果が出るには、2週間程度要することから効果を注視する必要がある。

○効果が見られない場合は、国への緊急事態宣言発令の要請を検討する。

「まん延防止等重点措置」指定に伴う沖縄県対処方針について

【期間】4月12日(月)～5月5日(水)

新規陽性者数が急増しているため、4月9日、政府において「まん延防止等重点措置」の適用対象として本県が指定され、4月12日～5月5日までの期間と定められました。

沖縄県は、沖縄本島内9市をまん延防止等重点措置区域に指定し、重点措置を実施するとともに、県内全域における感染対策に取り組んでいるところであります。4月*日、宮古島地域における流行状況等を踏まえ、まん延防止等重点措置区域に宮古島市を追加し、対策の強化を図ることとしました。

市町村及び関係団体においては、感染拡大防止対策及び県民への周知啓発にご協力をお願いします。

※那覇・中南部地域の飲食店に対する、午後9時までの時短要請は、4月11日で一旦終了し、4月12日から、改めて全市町村を対象に午後8時までの時短を要請します。

「まん延防止等重点措置」指定に伴う対策
4月12日(月)～5月5日(水)

県民への要請(県内全域)

【特措法第24条9項:協力要請】

【特措法第31条の6第1項:命令、過料等の対象となる要請】

- 不要不急の外出や移動を自粛すること(法第24条第9項)
- 混雑している場所や時間を避けて行動すること(法第24条第9項)
- 県外との不要不急の往来は自粛すること(法第24条第9項)
- 離島との不要不急の往来は自粛すること(法第24条第9項)
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないこと(法第24条第9項・法第31条の6第2項)
- 歓迎会、模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は自粛すること(法第24条第9項)
- 会食は、同居家族等と、少人数かつ短時間で実施し、感染対策が徹底されていない飲食店の利用を自粛すること(法第24条第9項)
- 飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること(法第24条第9項)

※来訪者の皆様は、国の基本的対処方針において、それぞれの都道府県で外出自粛が求められ、又は帰省・旅行について慎重な検討を促されていることにご留意ください。

指定地域の飲食店への要請

(那覇市、浦添市、宜野湾市、沖縄市、うるま市、糸満市、豊見城市、南城市、名護市、宮古島市)

【営業時間短縮の協力要請】(特措法第31条の6第1項・特措法第24条第9項)

期間	令和3年4月12日(月)(※宮古島市は4月24日)から令和3年5月5日(水)
対象施設	飲食店及び飲食を伴う遊興施設等※
要請内容	<p>(特措法第31条の6第1項に基づくもの)</p> <ul style="list-style-type: none">○午前5時から午後8時までの時間短縮営業(テイクアウト・デリバリー除く) (酒類の提供は午前11時から午後7時まで)○利用者にマスク着用を徹底し、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止 (退場を含む)○アクリル板の設置等○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気) <p>(特措法第24条第9項に基づくもの)</p> <ul style="list-style-type: none">○県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力○換気の徹底、利用者への検温○業種別ガイドラインの遵守を徹底○カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店)

※ 遊興施設等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている事業者です。

指定地域以外の県内全ての飲食店への要請

【営業時間短縮の協力要請】(特措法第24条第9項)

期間	令和3年4月12日(月)から令和3年5月5日(水) (※宮古島市は4月23日まで)
対象施設	飲食店及び飲食を伴う遊興施設等※
要請内容	<p>(特措法第24条第9項に基づくもの)</p> <ul style="list-style-type: none">○午前5時から午後8時までの時間短縮営業(テイクアウト・デリバリー除く) (酒類の提供は午前11時から午後7時まで)○県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力○利用者にマスク着用を徹底し、正当な理由なく応じない利用者の入場禁止 (退場を含む)○アクリル板の設置等○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気)○換気の徹底、利用者への検温○業種別ガイドラインの遵守を徹底○カラオケ設備の利用自粛(飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店)

※ 遊興施設等とは、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、スナック、ダンスホール、パブ等で食品衛生法上の飲食店営業許可を受けている事業者です。